

植民地責任論からみた1919年

——民族自決と戦争責任

浅田 進史

はじめに

- 1 ウィルソンの自己決定権——自由主義的植民主義の発露として
- 2 1919年の民族自決論の立脚点
- 3 植民地争奪戦に対する被害賠償要求の試み

おわりに

はじめに

1919年1月以降におよそ半年にわたって開催されたパリ講和会議で、第一次世界大戦の戦後処理とあるべき国際秩序が議論された。この歴史的出来事は、植民地責任論の視点からどのように問うことができるだろうか。植民地責任論は、15世紀末以降のヨーロッパ勢力による南北アメリカ大陸の植民地化と大西洋奴隷貿易・奴隷制プランテーション、さらに19世紀末以降の帝国主義世界体制のもとでの植民地支配の歴史とその不当性を明らかにし、その加害の責任を問うと同時に、被害者の名誉回復と救済のあり方を論じるものである。その取り組みは、国際連合が2001年に南アフリカのダーバンで開催した「人種主義、人種差別、排外主義および関連する不寛容に反対する世界会議」にも表明された。そこでは、奴隷貿易・奴隷制とともに植民地支配が「人道に対する罪」にあたるかどうか議論された。歴史学が植民地責任論に取り組もうとするならば、植民地支配にいたるまでの過程から脱植民地化までの、政治・経済・文化的な構造的支配の問題はもちろん、個々の人権侵害を含む具体的な被害とその責任の歴史を明らかにすることが求められる⁽¹⁾。したがって、植民地責任論を問う歴史学にとって、1919年の朝鮮三・一独立運動はまさに検討されるべき課題である。

朝鮮三・一独立運動の過程で掲げられた理念である民族の自己決定権、すなわち民族自決権(national self-determination)は、パリ講和会議とその帰結であるヴェルサイユ講和条約を論じた

(1) 永原陽子編『「植民地責任」論——脱植民地化の比較史』青木書店、2009年。最近の動向について、板垣竜太「植民地責任論の系譜について」『歴史評論』第784号、2015年、17-28頁および永原陽子「植民地責任論」歴史学研究会編『第4次現代歴史学の成果と課題1——新自由主義時代の歴史学』績文堂出版、2017年を参照。「道義的責任」よりも、植民地支配における加害と被害の具体的究明の必要性について、愼蒼宇「『朝鮮強占』100年と日本の植民地責任——植民地戦争の視座から」『インパクション』第174号、2010年、81-92頁。

数多くの研究の中心的な主題の一つである。1914年以降、兵士・民間人を問わず、多大な犠牲を払いながら長期化した世界戦争のさなか、1917年のロシア二月革命後、ボリシェヴィキの圧力を受けて臨時政府は、諸国民の自己決定権の原理に基づく平和の樹立を戦争目的に掲げた。続くロシア十月革命後に発表された「平和に関する布告」は無併合・無償金の原則を唱え、かつ秘密条約を暴露し、「旧外交」の国際秩序に挑戦した。これに対して、中立国から連合国側にとって参戦したアメリカ合衆国大統領ウッドロー・ウィルソンは、戦争目的として14カ条に代表される諸々の演説を行い、新しい国際秩序の理念を提示した。これらは、たんに交戦国間の戦後処理の問題を超えるものであり、植民地支配からの解放を目指す民族運動をも世界各地で高揚させた⁽²⁾。

2007年に発表されたエレズ・マネラの『ウィルソニアン・モーメント』は、1919年にアメリカ國務省に世界各地から大量に寄せられた、植民地主義・帝国主義的抑圧からの解放を訴えた請願・要求書を分析し、エジプト1919年革命、インド自治運動、朝鮮三・一独立運動、中国五・四運動を、ウィルソンの政治理念との関係から論じたものである。マネラは、抑圧からの解放を訴える民族運動家たちにとって、ロシア革命政権よりもウィルソンへの期待が大きかったと主張し、そのうえでウィルソンの自由主義的信条が彼自身の人種主義的・植民地主義的思考と複雑な関係にあったことを明らかにしている。そして、そのウィルソンに期待した1919年の民族自決論を「自由主義的反植民地主義 (liberal anticolonialism)」と表現し、それはパリ講和会議によって拒絶され、失敗に終わったと論じた⁽³⁾。このマネラの研究は、民族自決をめぐるいっそうの議論を呼んでいる。ウィルソンにとって「国民 (nation)」は「民族的 (ethnic)」なそれではなく、「公民的 (civic)」なものであり、さらにウィルソンが「自己決定権」よりもその政治的力量を問う「自治 (self-government)」を重視していたことを強調する議論や、あるいは東欧にとってロシア革命政権の声明がやはり大きな影響をもっていたとその意義を再評価する論考も現れている⁽⁴⁾。

それでは、植民地責任論の視点からみれば、この1919年の民族自決論とその帰結はどのように論じることができるのだろうか。よく知られたとおり、パリ講和会議で問われたのは、ドイツ植民地のみであり、それらはトルコ以外のオスマン帝国領の中東地域とともに、国際連盟管理下の委任統治地域となった。ヴェルサイユ講和条約第22条のなかで、同地域の住民はいまだ「近代世界」で「自立できない」ため、「先進国」が「後見」する必要があるとみなされ、委任統治は「文明の神聖な責務」であると正当化された⁽⁵⁾。この論理によって、すべての植民地の人々の自己決定権も同様に

(2) さしあたり日本語文献での論点整理として、小沢弘明「国民自決の原理・連邦構想」歴史学研究会編『講座世界史5 強者の論理——帝国主義の時代』東京大学出版会、1995年、379-383頁、小関隆「未完の戦争」山室信一・岡田暁生・小関隆・藤原辰史編『現代の起点 第一次世界大戦4——遺産』岩波書店、2014年、8-9頁。

(3) Erez Manela, *The Wilsonian Moment: Self-Determination and the International Origins of Anticolonial Nationalism*, New York: Oxford University Press, 2007. また、民族自決の否定を、ウィルソンの政治思想の矛盾、すなわち「政治的成熟」の論理にみる中野耕太郎「『アメリカの世紀』の始動」山室ほか編『遺産』、225-231頁も参照。

(4) Trygve Thrøntveit, "The Fable of the Fourteen Points: Woodrow Wilson and National Self-Determination," *Diplomatic History* 35:3 (2011), 445-481; Borislav Chernev, "The Brest-Litovsk Moment: Self-Determination Discourse in Eastern Europe before Wilsonianism," *Diplomacy & Statecraft* 22:3 (2011), 360-387.

(5) *Papers Relating to the Foreign Relations of the United States, The Paris Peace Conference, 1919*, vol. 13, Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1943, 93. 以下、PPCと略記する。

否定、あるいは留保されたのである。

しかし、1919年の世界秩序で「文明化の使命」論が優勢であったとしても、植民地支配の責任を問う動きがなかったわけではない。むしろ1919年の民族自決論が否定ないし留保されたことは、植民地支配の責任を否定することと結びついていた。マネラが論じたように、1919年の民族自決論はウィルソンの自己決定論に呼応したものであった。そうであれば、その民族自決論の何が、どのように否定されたのだろうか。この問いに答えることは、パリ講和会議が依拠した、政治的自由主義による植民地責任の否定の論理を突き詰める作業となるだろう。

第一次世界大戦の戦後処理をめぐる、これまでに歴史学が取り組んできたもう一つの中心的な主題として戦争責任論がある。ロシア革命政権による「平和に関する布告」のなかで要求された無併合・無償金の講和は、これまでの戦争観を否定するものであった。従来の戦争における賠償は、実際には「償金 (indemnity)」であり、それは裁判と同様に、敗戦国が戦勝国に対してその戦費を負担するというものであった。しかし、第一次世界大戦の開戦以前から反戦論者は、このような懲罰的な償金を課すことを批判していた。この「償金」の論理に代わる新たな論理が「賠償 (reparation)」であった。それは不当な侵略によって生じた民間の人的・物的被害の回復を目的としたものであった。その「賠償」には、占領・侵略地域での連合国民間人に対する敵側の暴力・虐待行為、名誉毀損、強制労働、捕虜虐待など非人道的行為や大戦以前に取り決められたハーグ平和条約の規定違反も含まれていた。国家が賠償すべき戦争責任に非人道的行為が言及されたことは、国際法にとって新しい要素であった。実際のヴェルサイユ講和条約では、開戦の責任はドイツのみに帰せられ、また連合国の民間人だけでなく召集者の家族手当や兵士の将来の恩給なども賠償額に盛り込まれたため、被害回復という「賠償」の論理に限られたわけではなかった⁽⁶⁾。

この第一次世界大戦時の戦争責任論に現れた新しい賠償の論理は、植民地支配による非人道的行為に対する被害回復の要求を歴史的に正当化することになるだろう⁽⁷⁾。それでは、第一次世界大戦の賠償の論理は、大戦に巻き込まれた植民地に当てはまるだろうか。第一次世界大戦はまさに世界戦争であり、交戦国のなかでもイギリスとフランスは植民地から人的にも物的にも大規模な動員を行った。その両国にとって、第一次世界大戦は「帝国の総力戦」であった⁽⁸⁾。その一方で、アフリカおよび太平洋のドイツ植民地、そして中国・山東半島の膠州湾租借地と山東鉄道沿線は戦場化した。第一次世界大戦の終結までドイツ軍が退却しつつ戦争を継続したドイツ領東アフリカでは、焦土戦が展開され、ドイツ側に動員された運搬人とその家族だけでもおよそ35万人を越す死者を出したといわれる。この点で、第一次世界大戦は植民地争奪戦としての植民地戦争を含むものでもあった。さらに、枢軸国側に立って参戦したオスマン帝国領も将来の分割の対象となり、激しい戦場となっ

(6) 荒井信一『戦争責任論』岩波書店、2005年、第1章・第2章参照。基本的に第一次世界大戦の戦争責任論は、開戦責任の所在をめぐる争われてきた。近年の研究動向整理として、Annika Mombauer, "Guilt or Responsibility? The Hundred-Year Debate on the Origins of World War I," *Central European History* 48 (2015), 541-564.

(7) 清水正義「戦争責任と植民地責任もしくは戦争犯罪と植民地犯罪」永原編『植民地責任』論第1章。

(8) 第一次世界大戦100周年を機に数多く刊行された論集の「帝国の戦争」および「帝国の総力戦」について、浅田進史「開戦100周年における第一次世界大戦研究を振り返る——植民地戦争・世界戦争・『帝国の戦争』の視点から」『歴史と経済』第236号、2017年7月、38-40頁。

た地域や、後にフランスの委任統治領となったレバノンのように、連合国による海上封鎖などの要因により深刻な飢餓に陥った地域もあった⁽⁹⁾。

実際のパリ講和会議は、戦勝国による敗戦国の裁きの場であった。そこでは、敗戦国の植民地での戦争被害について、被植民者自らが訴える席が用意されることはなかった。戦勝国の植民地であり、本国イギリスのために戦争に協力した英領インドの場合、その人的・物的犠牲は、民族自決の対価、すなわち宗主国に対する交渉材料とみなされた。それでは、第一次世界大戦下の植民地戦争で被害にあった地域からの被害回復の要求はなかったのだろうか。例外的な事例として、日本による青島攻囲戦および膠済鉄道沿線占領にともなう山東住民の戦争被害について、中国が賠償要求を目指した取り組みがある⁽¹⁰⁾。そして、1917年8月に連合国側に立って参戦した中国は、パリ講和会議で山東問題について直接、発言することができた⁽¹¹⁾。たしかに、この山東住民の戦争被害賠償問題がまともに議論されることはなかった。それでも来たるべき講和会議に向けて、山東住民の戦争被害賠償要求が綿密に準備されていたこと、そしてその要求がパリ講和会議での戦争責任論から除外された事例は、植民地争奪戦の責任の追及とその否定という歴史的な意味をもっていたといえるだろう。

本稿では、1919年のパリ講和会議の二つの中心的な主題である民族自決と戦争責任を、植民地責任論の視点から問い直す一つの試論である。まず、マネラの研究に基づいて、ウィルソンの政治的自由主義思想から導き出された自己決定論がいかに彼自身の人種主義・植民地主義と両立し、また補い合う関係にあったかを読み解いていく。次に、やはりマネラが取り上げた、1919年の四つの民族自決論の事例——エジプト、インド、朝鮮、中国——を、ウィルソンの自己決定論とそれぞれの民族自決論の共通点と相違点を植民地責任論の視点から明らかにしたい。その作業は「自由主義的反植民地主義」の「失敗」に力点を置くというよりも、自由主義的な植民地主義がいかに植民地責任の要求を封じ込めていたかを跡づけるものである。そして最後に、第一次世界大戦が引き起こした植民地争奪戦による植民地での被害とその被害回復要求の具体的な事例として、日独青島戦争を取り上げる。それは第一次世界大戦における戦争責任と植民地責任の追及が重なり合った事例であり、またその要求の否定がその責任をいかに封じ込めるものであったかが明らかになるだろう。

(9) 要約として、Helmut Bley/ Anorte Kremers, "Introduction," Bley / Kremers (eds.), *The World during the First World War*, Essen : Klartext, 2014, 9-18. ドイツ領東アフリカの犠牲者数については、Bill Nasson, "Africa," in Jay Winter (ed.), *The Cambridge History of the First World War : Global War*, vol. 1, Cambridge : Cambridge University Press, 2014, 438-440.

(10) 斎藤聖二『日独青島戦争』ゆまに書房、2001年、とくに第5章「中国人の被害」および黄尊嚴『日本与山東問題——1914-1923』齊魯書社、2004年、64-75頁を参照。

(11) パリ講和会議における「山東問題」についての外交史研究として、川島真『中国近代外交の形成』名古屋大学出版会、2004年、第II部第3章・第4章、中谷直司「ウィルソンと日本——パリ講和会議における山東問題」『同志社法学』第56巻第2号、2004年、245-332頁、申春野「パリ講和会議と日米中関係——『山東問題』を中心に」『国際公共政策研究』第9巻第2号、2005年3月、189-206頁。

1 ウィルソンの自己決定権——自由主義的植民地主義の発露として

1918年1月8日にウィルソンが発表した14カ条演説では、植民地の独立を認めるような文言が慎重に回避されていた。この点はこれまでもたびたび指摘されてきた。また、14カ条が、1917年11月8日の「平和に関する布告」に代表される、ロシア革命政権の一連の声明に対抗したものであったという側面についても言及されてきた⁽¹²⁾。

レーニンを指導者とするボリシェヴィキが掲げた「革命による平和」は、諸国民の自己決定権に基づいた戦争の終結であり、その実現は「他国の土地を略奪することも他の諸国民を強制的に統合することもない」無併合と無償金を原則とするものであった。レーニンは、すでに1916年4月の段階で、社会主義が完全な民主主義を実現するために、諸国民の「完全な同権」だけではなく、被抑圧諸国民の自己決定権、「すなわち自由な政治的分離の権利」を承認することの必要性を訴えていた。これは、国民単位の自己決定権を植民地・従属地域にも広げることによって、帝国主義諸国での社会主義革命とそれらの地域での解放運動が連携することを展望するものであった⁽¹³⁾。

このロシア革命政権の声明と比べて、ウィルソンの14カ条のなかで植民地に直接言及した第5条は、「すべての植民地に関する要求は、自由かつ偏見なしに、そして厳格な公正さをもって調整されなければならない」との文言で始まり、その「主権」をめぐって、「対象となる住民の利益 (the interests of the populations concerned)」と「主権の決定をうけることになる〔植民地を保有する——引用者〕政府の公正な要求」とが「平等の重み」をもつと留保されていた。14カ条のなかで、明確に新国家としての「独立」の文言が含まれた条項は、ポーランドに言及した第13条のみであった。そのほかには、イタリアの国境沿いの地域およびバルカン諸国については「国民体 (nationality)」の境界線に沿った再調整を（第9条・第11条）、オーストリア＝ハンガリーおよびオスマン帝国の住民については、「自治的発展」の機会を承認したにすぎなかった（第10条・第12条）⁽¹⁴⁾。

この14カ条に続いて1918年2月11日に発表されたウィルソンの4原則演説は、その原則の提示に先立って「民族自決」に直接言及し、そのうえで諸々の「人民や地域 (peoples and provinces)」がその意志を無視して「ある主権からある主権へ」譲渡されることを否定し、第一次世界大戦に関係するすべての領土問題が「当該地域の住民の利益」のもとに解決されなければならないこと、さらにあらゆる明確な「国民的野心 (national aspirations)」が「ヨーロッパと世界の平和」を脅かさない

(12) さしあたり注(2)の文献を参照のこと。

(13) 小沢、前掲、379-381頁、「平和に関する布告(1917年11月)」歴史学研究会編『世界史史料10 20世紀の世界I——ふたつの世界大戦』岩波書店、2006年、53-54頁、「社会主義革命と民族自決権(テーゼ)』『レーニン全集』第22巻、マルクス＝レーニン主義研究所訳、大月書店、1957年、165頁。この論説は最初に1916年4月に『フォアボテ(Vorbote)』誌上にドイツ語で発表された。その論題は「社会主義革命と諸国民の自己決定権(Die sozialistische Revolution und das Selbstbestimmungsrecht der Nationen)」である。

(14) Arthur S. Link (ed.), *The Papers of Woodrow Wilson*, vol. 45, Princeton: Princeton University Press, 1984, 534-539. 以下、PWWと略記する。また訳文は「ウィルソンの14カ条(1918年1月)」歴史学研究会編『世界史史料10』, 77-78頁を参照。

い限りで最大限満足されなければならないと主張していた⁽¹⁵⁾。

これらの構想の文言は、1917年1月22日に発表されたウィルソンによる「勝利なき平和」演説にもすでに見出せる。そのなかで、彼は大国間の「勢力均衡」を否定し、大国でも小国でも「組織された諸国民間の権利の平等 (equality of right among organized nations)」を訴えていた。加えて、「政府があらゆるその公正な権力を被治者の同意からえることなしには、平和は続きえない、いや続くべきではない」と述べ、「被治者の同意」原則を示した。そして、後の4原則演説と類似の文言で、「あたかも財産のように人々が主権から主権へと」譲り渡されるような権限はないと説明を加えた。さらに、南北アメリカへのヨーロッパ列強の干渉を拒絶した1823年のモンロー宣言——同時に南北アメリカ大陸でのアメリカ合州国の指導的立場を表明するものであった——を引き合いに出し、「どの国民も他の国民あるいは人民にその政体を拡大しようとする」政策を否定し、「妨げられず、脅かされず、恐れることなしに、強大な国の国民とともに小国の国民とともに、どの人民もそれ自らの政体とそれ自らの発展の道を自由に決定する」権利を主張していた⁽¹⁶⁾。

それではなぜウィルソンの14カ条の第5条で、植民地支配下にあった住民の自己決定権が認められず、その「利害」と植民地支配側の政府の要求が「同等の重み」をもつと宣言されたのだろうか。この第5条は、ウィルソン自身が挿入したものであった。マネラは、ウィルソンの自己決定論がその人種主義的思考と植民地に対する政治観と密接に関係していたことを明らかにしている。

1856年にヴァージニア州で生まれたウィルソンは、少年期にジョージア州で南北戦争を過ごし、後にサウスカロライナ州で育った。いずれの州も南北戦争でアメリカ合州国から離脱し、アメリカ連合国を結成した南部11州に含まれる。学問的経歴を積み上げた彼は、1902年以降、プリンストン大学の学長に就任した。学長時代に、ウィルソンはアフリカ系アメリカ人の入学を認めるような人種差別の解消に取り組むことはなかった。むしろ、1903年にプリンストン大学の「全体的な気風と伝統」からしてアフリカ系アメリカ人の入学許可は認められないとまで考えていた。1912年に大統領選に勝利した彼は、南北戦争後にはじめての南部出身の大統領となったが、人種差別を緩和する施策を行うどころか、むしろ省庁での人種隔離を促進した⁽¹⁷⁾。この措置に対して、1914年11月、『ボストン・ガーディアン』紙の著名な編集者で人種差別撤廃のための活動に尽力していたウィリアム・モンロー・トロッターはウィルソンに面会し、直接に抗議した。その際、ウィルソンは人種隔離措置を、白人との直接の競争圧力にさらされることなく、黒人が技能を高めることができると正当化した。さらには、白人と黒人は人間の魂の上では平等であっても、白人と同様の効率で黒人が同じように働くことができるまで、数世代の時間がかかるだろう、と付け加えていた⁽¹⁸⁾。ウィルソンは極端な人種主義者ではなかったとしても、同時代の南部にみられた典型的な人種差別的な思

(15) *PWW*, vol. 46, 322-323. またその解釈について、長田彰文『日本の朝鮮統治と国際関係——朝鮮独立運動とアメリカ 1910-1922』平凡社、2005年、78-79頁、また中野耕太郎「『アメリカの世紀』の始動」山室ほか編『遺産』229-230頁参照。

(16) *PWW*, vol. 40, 533-537.

(17) Manela, *Wilsonian Moment*, 26-27.

(18) *Ibid.*, 26-28. トロッターについて、大森一輝『アフリカ系アメリカ人という困難——奴隷解放後の黒人知識人と「人種」』彩流社、2014年、第5章参照、ウィルソンとの会談については139-140頁。

考の持ち主であった。

アメリカ合州国の植民地支配についても、ウィルソンはそれが現地の住民にとって物質的・政治的な進歩をもたらすと正当化し、フィリピン併合に対して反対する論者を無責任と批判した。ウィルソンにとって、その支配に抵抗するフィリピンの指導者エミリオ・アギナルドは、フィリピン人に無秩序の自由を与える存在であった。それに対して、アメリカ合州国は漸進的で吟味された進歩をもたらすと主張した。「未開」諸民族は、「秩序と自制」と「順法の習慣」のなかで指導されることで、最終的に植民者の水準に引き上げたうえで、「諸国民の家族」の対等な構成員になるべきと考えていたのである⁽¹⁹⁾。

この思考は、ウィルソンが考える「被治者の同意」原則と決して矛盾するものではなかった。1900年にかつての教え子からフィリピンに適用すべき統治の原則を問われたウィルソンは、「秩序と自制」の基本を学んでいない「政治的に未発達な人種」について、「被治者の同意」に配慮しなくてよいと答えていた。その理由として、政府とのフィリピン人の「同意」とアメリカ人植民者の「合意」は、たとえ理論ではそうでなくても実際には、「根本的に別個のもの」であると述べていた⁽²⁰⁾。大統領に就任すると、彼はフランシス・バートン・ハリソンをフィリピン総督に任命し、行政府の「フィリピン化」を、すなわちフィリピン人の任用を進めた⁽²¹⁾。ウィルソンによれば、アメリカ合州国は、フィリピンに自治の制度を段階的に広げつつ、将来的に完成させ、独立を達成する手助けを行う存在であった。したがって、「被治者の合意」の前提となる政治的発達の水準は、アメリカ合州国によって判断されるべきものであった。つまり、植民地住民の「自治（self-government）」の権利の獲得は、「文明」国である植民地権力がそれにふさわしいと認めるまで引き延ばされることになるのである⁽²²⁾。

これらを踏まえれば、14カ条の植民地に関わる第5条は、ウィルソンの政治信条の延長線上にあったことがわかるだろう。ウィルソンが自ら記したこの条項によれば、植民地支配下の人々に「主権をめぐるあらゆる問題を決定する」権利があるのではなかった。住民自らではなく、住民の「利益」が決定権をもつ植民地権力の要求と「平等の重み」をもつにすぎなかった。植民地支配下の住民は、自己決定権を求めらば、自ら「自治」にふさわしい力量を証明しなければならなかった。それに対して、植民地権力はその力量にいたるまで指導する任務があり、その住民が「自治」を認めるにふさわしいかを判断する存在であった⁽²³⁾。

結局、パリ講和会議で議論された植民地問題は、敗戦国ドイツの植民地に限られた。同じく敗戦国となったオスマン帝国から切り離されたトルコ以外の中東地域も同じ枠組みで議論された。これらの地域は国際連盟の管理のもとで委任された国に統治される委任統治制度のもとに置かれた。講和会議中の1919年1月27日、この制度について、ウィルソンは「遅れた[旧ドイツ]植民地を開

(19) Manela, *Wilsonian Moment*, 29.

(20) *Ibid.*, 29. 引用箇所は以下。PWW, vol. 11, 573.

(21) 中野聡「米國植民地下のフィリピン国民国家形成」『岩波講座 東南アジア史7——植民地抵抗運動とナショナリズムの展開』岩波書店、2002年、144頁。

(22) Manela, *Wilsonian Moment*, 31.

(23) 長田『日本の朝鮮統治と国際関係』83頁参照。

発し、その住民を世話する」ためであるとその必要性を説明した。その原則として、第一に「住民の条件の改善への観点」、第二に「その区域の資源への経済的なアクセスを制限するような、国際連盟加盟国に対する差別のないこと」を挙げた。この二つの原則は、ウィルソンの自由主義、つまり政治的自由主義と経済的自由主義を端的に表していた。そのうえで、公正な行政によってその住民の自由な意志によって、その委任統治地域が受任国と合併することになっても、決して反対するものではないとも述べていた⁽²⁴⁾。ヴェルサイユ講和条約中の国際連盟規約第22条の総論では、「近代世界の激甚な生存競争状態」では自立できない住民の居住地域に対して、その福祉・発達をはかることは「文明の神聖なる使命」と記された⁽²⁵⁾。この「競争」から「いまだ自立できない」人々を委任統治という形で切り離し、後見することを「文明」の使命とみなす発想は、ウィルソンの省庁内での人種隔離を正当化した論理と重なるものである。

2 1919年の民族自決論の立脚点

ウィルソンの自己決定論は、その自由主義的政治信条に基づくと同時に、人種主義・植民地主義と共存するものであり、かつ相互補完的なものであった。ヴェルサイユ講和条約で明示されたその自由主義的自己決定論は、植民地支配からの解放ではなく、文明化の論理によってその政治的独立を留保した。それでも、1917年1月の「勝利なき平和」演説、その1年後の14ヵ条演説と4原則演説で表明された、ウィルソンの自由主義的自己決定論は、植民地支配あるいは帝国主義的抑圧からの解放を目指す人々に大きな期待を呼び起こすことになった。このウィルソンの自己決定論に呼応した民族運動指導者たちは、自己決定権をもつにふさわしい国民的一体性をもつ民族であることを証明する議論を展開した。マネラが分析した、エジプト・インド・朝鮮・中国のそれぞれの事例をみてみよう。

まず、エジプトの場合、1882年のイギリスによる占領以降、その実質的な支配にあった。そして、第一次世界大戦でオスマン帝国が参戦するとすぐに保護領化されたが、戦争の終結が近づくとパリで開催される講和会議へ「ワフド(使節団)」の派遣を目指す独立運動が組織された。しかし、イギリスは使節団派遣を認めなかったため、ワフド党は1919年1月25日付でカイロ駐在各国外交官宛に31ページに及ぶ要求書「エジプト人の国民的要求(The Egyptian National Claim)」を送付した。そこでは、エジプトにおけるイギリスの支配が力によるものであり、正義とまったく一致せず、「文明」を語りえないと強く非難されていた。その一方で、いかにエジプトが「自治」にふさわしいかが説かれ、その根拠として、エジプトは古代以来の文明の地であったこと、そして19世紀を通じて物質的な発展と進歩を達成したことが挙げられた。さらに、エジプト人が「人種的な同質性」をもち、また「エリートの上流文化」「秩序観」「自由と大きな寛容の愛」をもつことが指摘されていた⁽²⁶⁾。前者は、イギリス支配の不当性を「正義」と「文明」の論理から否定し、後者は民族的一体性と自由主義的秩序への適合性の論理から独立を正当化するものであった。

(24) *PPC*, vol. 3, 740-742.

(25) *PPC*, vol. 13, 93.

(26) *Ibid.*, 73.

同様の論理は、インド国民会議派によってパリ講和会議へ派遣された代表の一人で、急進派として知られたパール・ガンガーダール・ティラクが、1919年1月にウィルソンに送ったパンフレットにもみられる。もちろん、ティラクらはパリ講和会議の場に参加することはできなかった。講和会議に出席したインド代表は、イギリスの統治機関であるインド政庁によって選出された者たちであった⁽²⁷⁾。ウィルソンに送られた15ページからなるパンフレットは、インド自治連盟ロンドン支部によって発行されたものである。その表題は、「インドへ自治を（Self-Determination for India）」であった。このパンフレットでは、まず世界大戦の大義を説き、大戦時のインドの貢献を訴えていた。そのうえで、「自己決定の原則のみが平和の大いなる問題を解決できる」と主張されていた。具体的には、カナダやオーストラリアなどのようなイギリス帝国の「海外自治領と平等の地位に基づくパートナーシップ」が要求された。その際、14カ条で「オーストリア＝ハンガリーおよびオスマン帝国」の諸民族に認められたような「自治的な発展」を意味すると付記されていた。そのうえで、自らの要求を「自己決定、ナショナリズム、諸国民の自由、国民的威厳と自尊心の理念と権利」に基礎づけていた⁽²⁸⁾。

このパンフレットでは、インドの自己決定権は、まず民族的な国民原理によって正当化されていた。インドには「ベンガル人、パンジャブ人、ラジパト人、そしてマラータ人」などがいても、それらは「民族学的に同じ人種に由来し、「同じ血筋、同じ言語、同じ文明・文学・習慣・伝統をもつ」という。そして、「カースト」も「信条」も国民を分断しえないと主張された。しかし民族的な原理だけではなく、それと同時に、自由主義的な政治理論からもその自己決定権は正当化されていた。このパンフレットには「政治的信託統治（Political Trusteeship）」という節がある。その冒頭で、はたして「西洋は東洋に適した信託統治者となりうるのか」という問いが投げかけられていた。これに「物質主義は精神主義に適した信託統治者となりうるのか」という問いも続き、西洋を物質主義、東洋を精神主義という、一見するとなじみの本質主義的な議論が展開されている。しかし、「150年のイギリス支配のなかで、インドの進歩は50年のドイツあるいは日本の進歩よりも劣った」と述べ、一世紀前のインドの識字率はイングランドとほぼ同じであったにもかかわらず、今ではイギリスの95パーセントが読み書き能力を備えているのに対し、インドはわずか6パーセントにすぎないと、イギリス統治を教育水準の点から批判する文章が続く。そして、信託統治者となる「管理者は未成年のために任命される」のであり、「インドは幼い国民ではなく、未開の民でもなく、人間（man）の家族の最年長の兄弟（brother）」であると、ヨーロッパの古典的な自由主義の男性的市民権論にみられる常套句で同等の立場を訴えた。そのうえで、「政治的管理者」は何かと口実をつけて信託統治を引き延ばすだろうと指摘し、信託統治が自己決定、自由、民主主義に対立するものであると主張した⁽²⁹⁾。つまり、インドの歴史に立ち返りつつ、政治的自由主義の論理によってインドの自己決定権を正当化したのである。

これらエジプトとインドの民族自決論と比べれば、朝鮮三・一独立運動の場合、どのように議論

(27) *Ibid.*, 160-163.

(28) ここでは、ニューヨークのインド自治連盟が発行した以下の版を参照した。*Self-Determination for India*, New York: India Home Rule League of America, 1919, 5-6.

(29) *Ibid.*, 10-11.

できるだろうか。二つの代表的な独立宣言、つまり1919年に東京で発せられた二・八独立宣言とソウルで発せられた三・一独立宣言から比較してみたい。東京朝鮮留学生学友会が神田のYMCA会館で開催した雄弁会で発表された二・八独立宣言は、その後の三・一独立宣言に大きな影響を与えたと評価されている⁽³⁰⁾。

まず、二・八独立宣言では、「二千万朝鮮民族を代表して正義と自由との勝利を得たる世界万国の前に独立を期成」することが宣言された。その朝鮮民族は「四千三百年の長久たる歴史」をもち、「世界最古文明民族」の一つであると位置づけられている。ここでの民族は歴史によって規定され、「正義と自由」によってその独立が実現されることが求められている。そして、朝鮮民族は「自己を指導し援助すべきを約したる」日本の「帝国主義的野心の犠牲」になった指摘する。さらに、その行為が「詐欺と暴力」によるものであり、「あらゆる反抗運動」および「独立運動」の犠牲者は「数十万」に及んだこと、それでも独立を求めてきたことが説明され、自らに「正義を以て世界を改造する」今こそ、その「匡正を世界に求むべき権利」があるという。そして、「世界改造の主人」であるアメリカ合州国とイギリスは、日本による朝鮮の「保護と合併とを率先承認した理由」から、その「旧悪を贖う義務」があると、この両国に日本による植民地支配の共同責任を問いただした。加えて、日本が「吾族の幸福と利益」を無視し、「参政権、集会結社の自由、言論出版の自由」および「信教の自由、企業の自由」などさまざまな基本的人権を含むさまざまな権利を侵害してきたことを列挙した。そして、独立要求は民族の「生存の権利」であり、そのために日本がこの「正当な要求」に応じなければ、「永遠の血戦」を行うことを宣言した。最後に、独立すれば「久遠にして高等なる文化」と「半万年間国家生活の経験」をもつ朝鮮民族は、「正義と自由とを基礎とする民主主義の上に先進国の範」をとり、「世界の平和と人類の平和とに貢献する」ことを約束し、「民族自決の機会」を付与することを要求していた⁽³¹⁾。

この二・八独立宣言は、自己決定権の根拠を、歴史的な存在、つまり「文明」をもつ民族に求め、またその不当な支配からの解放を「正義と自由」に依拠しており、ウィルソンの政治的自由主義の論理と共通している。さらに、基本的人権に加えて、「企業の自由」といった経済的自由主義にも言及したことも、ウィルソンの路線に沿ったものであった。その一方で、異なる点は、要求が実現されない場合に、「自由行動」による「血戦」を宣言したことである。ウィルソンは、フィリピン独立運動指導者アギナルドを無秩序の自由と非難していた。したがって、ウィルソンが植民地支配国としての資格を日本に認めるかぎり、独立運動はたんに「秩序」を乱す存在に成り下がってしまうことになる。もう一点、注目すべきは、抵抗運動・独立運動への弾圧による犠牲、さらに基本的人権をはじめとするさまざまな権利の侵害を具体的に列挙することで、日本の植民地支配の責任を追及していることである。そして、それを直接の支配国だけでなく、その支配を認めたイギリスやアメリカ合州国の共同責任に言及していることも重要である。

これに対して、三・一独立宣言は、二・八独立宣言の「戦闘的」な文言を「寛容的」あるいは「抽象

(30) 姜徳相『朝鮮独立運動の群像』青木書店、1984年、155-156頁、また長田『日本の朝鮮統治と国際関係』125-132頁。

(31) 姜徳相、同上、148-151頁より引用、読みやすさのためにカタカナを平仮名に改めた。

的」に改められたものと評価されている⁽³²⁾。三・一独立宣言でも、ウィルソンの一連の演説の路線に従って、その民族自決権を「半万年歴史の権威」によって正当化し、その「自由発展」を要求していた。そして、朝鮮民族が日本の「侵略主義、強権主義の犠牲」になり、「生存権」がはく奪されたことを指摘している。さらに、「民族的要求に由来せざる両国併合」が「二千万」の憤りと怒りを蓄えた「民を威力を以て拘束」することが、「東洋永遠の平和を保障」するものではなく、さらに「東洋安危の主軸たる4億」の中国人の日本に対する恐れと猜疑心を引き起こすと主張していた。しかし、その一方で、日本の植民地支配の責任については、「日本の信なきを罪せんとするものでない」あるいは「日本の少数義なるを責んとするものにあらず」と述べていた。そして、「血戦」のような闘争を想起させる文言はなく、「正義人道生存尊栄の為にする民族的要求」、すなわち「自由の精神を發揮するもの」であり、「決して排他的感情に逸走」してはならないと述べていた⁽³³⁾。この独立宣言を準備した33名の民族代表は、3月1日の発表の日、数千に及ぶ学生・市民が待つパゴダ公園に現れず、学生らの來園要求も拒絶した。そして、あらかじめ当局に自首していたため、すぐに逮捕された⁽³⁴⁾。学生・市民による大規模な示威行動によって、混乱が生じることを避け、自ら逮捕されるその姿は、ウィルソンが望んだ、植民地におけるあるべき被支配者のあり方であったように映る。三・一独立宣言は、二・八独立宣言からウィルソンの政治的自由主義から逸脱した文言が省かれた内容になっていたのではないか。

それでは1919年のパリ講和会議に参加した中国代表団の主張は、植民地責任論の視点からどのように議論することができるだろうか。もちろん中国は植民地ではなく独立国であり、戦勝国の一員としてパリ講和会議に参加し、自らの要求を発言できる立場にあったため、これまでの三つの事例と同列に扱うことはできないだろう。1919年にパリに派遣された中国代表団の目標は不平等条約体制からの脱却であり、その国際的な地位を高めることであった。具体的には、勢力範囲の撤廃、鉄道管理の統一、領事裁判権の取消、関税自主権の回復、外国軍隊の撤退、義和団賠償金の停止であり、国家の主権と切り離せない問題であった。

しかし同時に、第一次世界大戦を機に日本が占領したドイツ山東権益の中国返還問題は、植民地責任論と重なっている。まず、ドイツ統治期の膠州湾租借地は、ほかのドイツ植民地と同等の法的地位に置かれたため、おおよそ植民地支配と変わらなかった。ただし、統治機関であったドイツ総督府が植民地と同一視していたことに対して、中国側はそのつど批判しており、その解釈はドイツ側の一方的なものであった⁽³⁵⁾。第一次世界大戦が勃発するとすぐに、日本は中国側の局外中立宣言を無視して、日英同盟を口実に山東へ大規模に軍隊を派遣し、一方的に膠州湾租借地と膠済（山東）鉄道沿線を占領した⁽³⁶⁾。それは中国の主権を否定したものであり、植民地争奪戦の論理の延長線上で行われた軍事行動であった。そのうえで、日本は、中国北京政府に21カ条要求を突きつけ、

(32) 同上、155-156頁および長田『日本の朝鮮統治と国際関係』147頁。

(33) 同上、144-147頁。

(34) 趙景達『植民地朝鮮と日本』岩波書店、2013年、40頁。この民族代表の行動の詳細とこれに対するさまざまな主張について、長田『日本の朝鮮統治と国際関係』141-144頁。

(35) 浅田進史『ドイツ統治下の青島——経済的自由主義と植民地社会秩序』東京大学出版会、2011年、45-55頁。

(36) 開戦外交について、斎藤『日独青島戦争』15-31頁参照。

その山東関係条約公文には、ドイツの山東権益の処分を日本政府に一任すること、あるいは膠州湾租借地については日本政府が指定する日本専管居留地の設置などの条件付きで中国へ返還することなど、日本の権益拡大と同時に中国側の自己決定権を否定する内容が含まれていた⁽³⁷⁾。パリ講和会議での中国の要求は、この植民地争奪戦の論理によって否定された自己決定権の回復を目指すものであった。それは、具体的には日本からの条件付きでの返還を拒絶し、ドイツ山東権益を中国へ直接返還させるという要求に表現された。

1919年1月27日、パリ講和会議ではじめて山東問題が取り上げられた。「五大国」、つまりアメリカ合州国、イギリス、フランス、イタリア、日本の各国代表が並ぶ「十人会議」で、中国代表顧維鈞は山東問題についての中国側の主張を展開した⁽³⁸⁾。そして、2月に彼はその発言内容をまとめた文書を作成した⁽³⁹⁾。そこでは、ドイツの山東権益を中国に直接返還すべき理由が列挙されている。

まず、膠州湾租借地が「中国領土の不可分の一部分」であり、そして「膠州湾租借条約中に主権はなお中国に帰属する」との明文があること、またその租借はドイツの「侵略行為」であって、「やむをえずこれを認めた」にすぎないことが述べられた。そのうえで、山東省内のドイツ権益および租借地が中国に返還されることは「領土完整原則」に基づく「公道の一挙」であると主張された。続いて、山東省の住民が「志節高尚」で「熱心」な「愛国」の民で、かつ「純粋な中華人種」であり、「その言語・文字および儒教の尊奉」は「他省の人民とまったく異なるところがない」ため、「国籍の原則」の点で「模範」であるという。そして、歴史的にみて、山東は孔子・孟子の生誕の地であり、中国文化の発祥の地であることが指摘された。

さらに、政治・経済的な観点にも論及されている。まず、山東省が人口過密地域であり、他国の人口を受け入れる余裕のないこと、また「他国の勢力範囲あるいは特別の利益関係」を設定しても成果をもたらさないという。そのうえで、膠州湾は将来的に華北の第一の対外貿易港になる可能性があり、山東に外国の勢力範囲を設定することは「国際商務及び実業」の障害となりうると述べられ、「門戸開放主義」を維持することが各国にも山東にも中国にも利益になると主張された。さらに膠済鉄道が済南から北京へと接続しているため、国防の観点から中国が所有すべきと論じられている。そのうえで、現在の日本による占領状態に対して、山東省の省議会・商会、さらに他の省も反対していること、そしてまたそのことが日本による日独青島戦争の宣戦布告時の宣言にあった東アジアの恒久平和、そして日英同盟の趣旨であるはずの、中国の「独立完整」、中国での各国商工業の「機会均等の原則」、さらに中国での各国の「公共利益」と一致しないと批判した。

最後に、中国への直接返還に応じるべき理由として、中国も戦勝国であり、ドイツからの青島および山東権益の直接返還が「国家の威信」に関わること、また日独青島戦争によって日本に生じた犠牲と戦費の損失があり、中国政府・人民が感謝したとしても、領土の権利を承認するわけではな

(37) 日本外務省編『日本外交年表並主要文書』上巻、原書房、1965年、404-405頁。

(38) PPC, vol. 3, 755-757. またその経緯について、申「パリ講和会議と日米中関係」197-199頁参照。

(39) Chinese Delegation, *The Claim of China for Direct Restitution to Herself of the Leased Territory of Kiaochow, the Tsingtao-Chinan Railway and Other German Rights in Respect of Shantung Province*, Paris, 1919のミシガン大学図書館リプリント版および中央研究院近代史研究所編『中日関係史料——巴黎和会と山東問題』台北、中央研究院近代史研究所、2000年、101-103頁を参照。

いことが指摘された。そして、また戦時に山東住民も日英連合軍の行動によってさまざまな苦難に遭い、犠牲を払ったことが補足された。そして、21カ条要求は強制されたものにすぎないこと、そして中国は参戦時に、ドイツと結んだ一切の条約・合同・協定の廃止を宣言しており、膠州湾租借地を含むそれらの主権を回復したと説明された。つまり、ドイツはその山東権益について他国に譲渡する権利はなく、それらは中国に直接返還されなければならないと主張したのである。

この中国代表の主張は、山東住民を「愛国之民」と指摘することでその帰属意識を強調していた点、そして「人種」の論理を持ち出しながらも、中国文化の発祥の地という歴史に根拠を求めた点で、ウィルソンの自己決定論と呼応していた。さらに、山東に「門戸開放主義」での発展を約束したことも14カ条に合致していた。実際に、ウィルソンのもとでアメリカ合州国の代表団は、山東問題に関しては中国を支持していた。しかし、最終的にウィルソンは、講和会議からの脱退を示唆した日本代表の強硬な態度に譲歩し、日本側の要求が認められることになった。ヴェルサイユ講和条約のなかで山東問題に関わる第156・157・158条は、中国への直接返還ではなく、ドイツ山東権益は日本へ譲渡されることを規定していた⁽⁴⁰⁾。中国代表は講和条約の調印を拒否し、山東問題はワシントン会議とその後の日中直接返還交渉まで持ち越されたのである。独立国家として参加した中国代表は、ウィルソンの政治的自由主義に沿った主張を展開した。これまでのエジプト、インド、朝鮮の事例と異なり、それを拒絶したのは、政治的自由主義ではなく、日本が主張した第一次世界大戦以前の植民地争奪戦の論理であった。

3 植民地争奪戦に対する被害賠償要求の試み

第一次世界大戦は、たとえ主戦場がヨーロッパであったとしても、この戦争に巻き込まれた植民地での戦争被害が少なかったわけではない。とくに、アジア・アフリカ各地の植民地で、地域差をとめないながらも、強制・半強制的な動員、物資の強制的・半強制的な買い占めや徴発、物流の封鎖による飢餓の発生、そしてそれらの結果として疲弊した地域での感染症の流行といった被害を指摘できる。さらに、アフリカと太平洋におけるドイツ植民地、そして中国における膠州湾租借地は帝国主義列強間の植民地争奪戦の現場そのものになった。

しかし、ドイツ統治下の膠州湾租借地の都市部青島が主戦場となった日独青島戦争の場合、その地が植民地ではなく租借地であり、かつその領土主権を主張する独立国家としての中国が存在したために、第一次世界大戦のほかの植民地争奪戦と異なった力学が働いた。中国にとって、日独青島戦争は日露戦争に続く、帝国主義列強間の勢力争いに巻き込まれた二度目の自国領土の戦場化であった。日露戦争によって遼東半島は激しい戦場となり、かつその結果、関東州租借地としてロシアから日本へとその統治が移行した。そこに、中国の自己決定権は顧みられなかった。この日露戦争の経験は、日独青島戦争における中国の対応に現れることになった。

一方、日本の政治指導層にとって第一次世界大戦の勃発は、国内の閉塞状況を打開し、中国で勢力を拡大する絶好の機会として捉えられた。ドイツがロシアに宣戦布告した8月1日以降、日本外

(40) 日本外務省編『日本外交年表並主要文書』上巻、491-493頁。

務省はただちにイギリスに問い合わせ、日英同盟を口実とした軍事行動の外交的な道筋を作った。8月2日から3日にかけて、海軍も陸軍も山東での対ドイツ軍事行動に向けた準備を開始した。そして、日本政府は、8月7日・8日の臨時閣議で対ドイツ参戦を決定した⁽⁴¹⁾。その前日、日本の動向を察知していた中華民国北京政府は、袁世凱の名で「局外中立条規」を發し、中立を宣言した。これはハーグ陸戦・海戦条約に沿ったもので、中国領土・領海での戦闘行為、交戦国の軍隊・軍需物資の通過、さらに中国領内での中国人による交戦国の兵役・労役を禁じた⁽⁴²⁾。このように中国は、当時の国際法に従って自国領土の戦場化を阻止しようとしたのである。

しかし、この中国の中立宣言にもかかわらず、8月15日、日本はドイツ政府に最後通牒を通達し、日本・中国海域からのドイツ艦船の即時退去・武装解除、そして日本への膠州湾租借地の引き渡しを要求した。日本の派兵を阻止できないとみた中国政府は、次に日本軍の行動範囲を限定しようとした。日本の勢力拡大を恐れたイギリスも、膠州湾租借条約に記載された租借地より半径50キロメートル以内のドイツ行軍区域に戦闘を限定しようとした。しかし、日本は、これらの提案を拒絶し、むしろ山東省の黄河以南を中立除外地域とするように伝えた。この日本の提案に対して、8月25日、中国政府の孫宝琦外交総長は、それでは山東省すべてが中立除外地域になると抗議し、交戦区域を濰県以東にするように要求した。さらに、9月1日、中国交戦区域での中国官民財産の「尊重保護」も日本へ通達された⁽⁴³⁾。

これらの中国の要請についても、日本政府と派遣部隊のいずれも顧みることはなかった。9月2日、神尾光臣を司令官とする第18師団を中心とした独立混成師団の主力部隊が濰県以東よりも西北に位置する山東省北岸の龍口に上陸し、膠州湾租借地に隣接する即墨県に向かって進軍を開始した。翌日、中国政府は中立国としての責任を負えないと声明を出し、交戦国に交戦区域での中国人民の生命・財産および行政権を尊重するように通達を出した⁽⁴⁴⁾。その後、日本軍の主力部隊が2ヵ月にわたって青島攻囲戦のための行軍と陣地構築に費やす間、別部隊が膠済鉄道および鉄道会社所有の沿線炭鉱施設を占領した。中国側は中立除外区域の設定を越えた日本の軍事行動を強く非難したが、日本は膠済鉄道会社の所有施設を公有的なものであり、また膠州湾租借地と一体のもののみなし、その占領を正当化した。そして、10月31日に青島総攻撃が開始され、11月7日に青島のドイツ軍要塞は陥落した。それ以降、青島で日本軍による占領統治が始まり、また膠済鉄道も日本軍臨時鉄道連隊によって管理されることになった⁽⁴⁵⁾。

膠州湾租借地のドイツ総督府は、大戦勃発以前の1914年4月、ヨーロッパでの戦争が東アジアに飛び火することを想定し、綿密な青島防衛計画を作成していた。8月1日にドイツの対ロシア宣戦布告の報が伝わるとすぐに、厳戒体制に移行し、事前の防衛計画に沿った陣地の強化・拡充が進

(41) 開戦外交について、斎藤『日独青島戦争』15-18頁。近年の満州問題と絡んだ日本の参戦の思惑について、奈良岡聡智『対華二十一条要求とは何だったのか——第一次世界大戦と日中対立の原点』名古屋大学出版会、2015年、第2章参照。

(42) 中央研究院近代史研究所編『欧戦与山東問題（上）』中央研究院近代史研究所、1974年、6-9頁。

(43) 両者の交渉について、外務省編『日本外交文書 大正3年』第3冊、1966年、167-168頁、353-354頁、364-365頁、379頁。

(44) 『欧戦与山東問題（上）』129頁。

(45) 経緯について、斎藤『日独青島戦争』89-97頁および103-104頁。

められた。それは塹壕・監視台・鉄条網・地雷の設置、狙撃の視界を遮る森林の伐採、耕地の作物の刈り取りあるいは焼却、村落の強制移動をとまなうものであり、現地社会を戦場へと変貌させた。地雷によって多くの現地住民が命を落としたという。ドイツ総督府の防衛戦遂行にとって、現地住民の労働力は不可欠であった。日本軍が迫る一方、青島での厳戒体制によって、青島都市部の住民と近隣村民の生活手段は限られていた。そうした現地住民の「自発的」協力を促すために、ドイツ総督府は当初、平時の賃金水準での円滑な支払いを行うことで、陣地構築に必要な労働力を集めた。そして、日本軍が間近に迫ると、防衛陣地内に残っていた中国系住民の陣地外への移動を禁じた。開戦以前の都市部中国系住民人口の7分の1にあたる、老若男女を問わず約7,300人が要塞内に閉じ込められた。青島攻囲戦に際して、日本軍は新式兵器・戦術の「実験」にその意義を見出していた。最新の国産大砲や航空機、無線電信などの最新兵器・軍需資材を持ち込んでおり、日本軍は大規模な砲撃戦を展開した。閉じ込められた住民は、この植民地争奪戦を身をもって体験することを強いられたのである⁽⁴⁶⁾。

この日独青島戦争の過程で、日本軍は地域住民に、民家の占拠、軍票による物資の強制購買あるいは略奪、暴行、放火、殺傷、強かんといったさまざまな被害を及ぼした。このような被害に対して、中国当局は「国際公法」を侵すものとして、日本側へ抗議しただけでなく、戦後の来たるべき講和会議に向けて、賠償請求のための詳細な被害状況調査を行った⁽⁴⁷⁾。9月2日の日本軍の龍口上陸以降、現地の中国当局より日本軍が民家・税関を占拠し、行軍のために人夫の雇用あるいは物資を徴発しているとの報告が相次いだ。9月11日、外交部総長孫宝琦は中国駐在日本公使日置益に対して、行軍過程での日本軍の行為を強く抗議し、現地の軍に止めさせるように訴えた。これに対して、日置は戦時に兵士が乱暴行為に及ぶことは回避することは難しいと、責任を放棄した発言を行った。また、陸軍は、基本的に徴発は現地で行うほかなく、必要であれば一時的に軍政を布くことも辞さないという態度であった⁽⁴⁸⁾。

日本軍が行軍地域での日本軍の占拠・殺傷・徴発・強かんなどをまともに阻止する気配がないため、10月6日、外交部は山東將軍・巡按使宛の電報で、のちの賠償請求のために、山東省各地での損害状況の調査と証拠を押さえるように指示した⁽⁴⁹⁾。また、この指示に先立って、村民が日本兵による強かん未遂・暴行事件の証拠をつかむ動きが現れている。10月3日の外交部宛の報告によれば、即墨県境の宋家荘で、日本兵が村の女性に対して嫌がらせをした際に、阻止しようとした村民4人に負傷させ、また別の村落圈子では、婦女強かん未遂の際に一人が銃殺される事件が起きたが、その際、村民は事件の証拠として軍服・軍帽を奪取していた。同様の事例は、10月19日付の山東特派員の報告にもみられる。9月25日に即墨県宮家荘で発生した傷害事件、あるいは9月27日に同

(46) ドイツ側の動向について、Shinji Asada, “The Siege of Qingdao: Mobilization and War Experiences in a German Leasehold in China during World War I,” in *monde (s)* 9 (2016), 75-92.

(47) 日本の行軍過程での中国人住民の被害および中国当局の被害状況調査について、斎藤『日独青島戦争』の第5章で詳細に記されている。また、黄『日本と山東問題』の第2章第5節でも、日本軍の不法行為を、行政主権侵犯、住民財産侵犯、人身権利侵犯の3種に分けて論じ、被害状況を概観している。

(48) 『欧戦と山東問題(上)』166頁、陸軍について、斎藤『日独青島戦争』172頁。

(49) 『欧戦と山東問題(上)』263頁。

県東郷官荘で女性拉致を阻止しようとした際に発生した傷害事件でも、同様に証拠として軍帽を奪取し、暴行した日本兵の氏名が報告されている⁽⁵⁰⁾。

10月末以降、およそ2ヵ月の間、外交部は専門委員を派遣し、詳細な被害調査を行った。派遣された専門委員は、日本軍が通過した14県に赴き、調査報告書を作成した。報告書は、殺傷・強かん・財産損失・捕縛放火の4分類に区別されて、被害状況が記載された。青島陥落までに、死者20数人、重軽傷者40～50人以上に及んだ。また、強かん事件については、多数発生したことは確実なもの、被害者の申告に困難をとまなうといった説明が付され、概数は明らかにされなかった。さらに、捕縛・放火の項目では、拷問や即墨県毛家嶺一村500あまりの家屋が焼き払われた事件が報告されている⁽⁵¹⁾。

12月末に、山東の政界と被害住民の建議をうけて、外交部は再度、山東当局に官民財産損失調査を指示した。さらに、1915年1月18日、外交部は各国に駐在する外交代表部に日独青島戦争後の方針を傳達した。それは、多大な官民財産の損害および将来の青島の処遇について、来たるべき講和会議で事態を打開するほかないこと、そして各国に駐在する大使・公使は各国の国際法学者などから見解を聞き、研究しておくことというものであった⁽⁵²⁾。さらに、1915年3月にこれまでの被害状況調査をまとめ、官民の財産損失を区別した統一的な資料の作成が指示された。その第一次調査報告書は5月に外交部に送付された⁽⁵³⁾。

しかし、この被害状況調査報告をもとに、中国代表団がパリ講和会議の席上で日本に対して賠償を要求することはなかった。たしかに、パリに到着した中国代表団は、講和会議に向けた準備会議のなかで、山東での戦争被害の賠償請求問題を何度も議論していた。1月21日の第2次会议録には、ドイツおよびオーストリアに対する要求として、中国の戦争被害についての賠償すること、また山東権益を直接返還することが記された。2月1日の会議でも、賠償損失問題修正草案について代表団は内容を確認し、日独青島戦争時に中立国であった中国と同様に中立国であり、かつドイツ軍によって中立を侵害されたベルギーの代表団宛に送付された⁽⁵⁴⁾。

3月4日の代表団会議で、ベルギー駐在公使魏宸は、ベルギー代表と会談した内容を報告した。その会談では、ドイツに対して賠償を要求するか、あるいは日本に対して賠償を要求するかが議論されたという。まずドイツに対して賠償を要求する場合、その論拠として、日本が中国の中立を破ったとしても、現在、両国は連合国同士であること、またすでに日本に対して膠州湾租借地の返還を要求しているので、賠償損失を要求することは「情理」に合わないこと、さらに山東で戦争になった理由はドイツが青島を占領していたためであり、最後に同じ連合国に向かって賠償を請求することは、講和会議の原則にそぐわないことの3点が挙げられた。これに対して、日本に対して賠償を要求する場合、その論拠として、日本の青島攻囲戦に際して、その責任は日本にあると声明していたこと、次にドイツに対して要求して拒絶された場合には、日本に向かって再度要求すること

(50) 同上, 259頁, 309-311頁。

(51) 『欧戦と山東問題(下)』621-624頁。

(52) 同上, 776-778頁。

(53) 黄『日本と山東問題』73-74頁, 斎藤『日独青島戦争』182-186頁。

(54) 『巴黎和会と山東問題』389-390頁および403頁。

はできなくなることを、最後に日本に向かって要求しないのであれば、中国の中立を破った罪を問えないことになることの3点が列挙された⁽⁵⁵⁾。

結局、翌3月5日の会議で、現在、連合国同士である日本に向かって山東損失の賠償要求を提示することは信用を失う恐れがあるとし、ドイツに向かって要求することになり、すぐに賠償額を確定できないため、証拠書類を待つこととなった⁽⁵⁶⁾。しかし、結局、パリ講和会議で最終的に決まったヴェルサイユ講和条約のドイツの対中国関連条項（第130条～第133条）および山東問題関連の条項（第156条～第158条）で、ドイツに対して山東の戦争被害に対する賠償要求が盛り込まれることはなかった。先に述べたように、パリ講和会議では、ドイツの山東権益が日本の要求どおりに規定されたことと合わせて、山東の戦争被害の回復という点でも、まともに取り上げられることがなかったのである。

おわりに

1919年のパリ講和会議でウィルソンが自己決定権を植民地に適用しなかったことは、彼の自由主義的政治思想と矛盾したものではなかった。彼にとって自己決定権は、生得の権利であったとしても、無条件に与えられるものではなかった。植民地の人民は自己決定権をもつにふさわしいかどうかを、「文明」国である支配権力によって判断され、承認されなければならなかった。植民地の被支配者は、自らが文明化された民族であることを歴史によって証明することが求められたのである。

マネラが取り上げたエジプト、インド、朝鮮、中国の四つの事例は、その意味でいずれもそれぞれの地域の歴史によって「文明」をもつことを明確に主張できた。その民族自決論は、一方で人種・文化・歴史によってその民族としての一体性を根拠づけ、他方でそれぞれの事例で力点はさまざまであってもウィルソンの政治的自由主義に沿った形で、自己決定権をもつにふさわしい民族であることを主張していた。1919年の時点で、植民地であったエジプトと朝鮮、インドがパリ講和会議の席上で、その自己決定権を主張できず、たとえその目標がワシントン会議へ持ち越されたとしても講和会議の席で自らの主張を展開できた中国との違いは、中国が独立国であり、かつ戦勝国の一員であったという講和会議の枠組みそのものによるものであった。もし講和会議の席上でエジプト・インド・朝鮮代表から民族自決を要求されたならば、ウィルソンの自己決定論ではそれらを否定できなかっただろう。戦後処理の場であったパリ講和会議の枠組みは、民族自決を要求する植民地代表の参加を拒絶することができたのである。エジプト、インド、朝鮮のいずれの事例でも、植民地権力はその民族自決論の正当性を否定できなかったからこそ、武力による弾圧に訴えるほかなかった。

エジプト・インド・朝鮮の民族自決論はいずれも支配国の統治の不当性、すなわち文明化の主体としての不適格性を主張していた。とくに、東京で発せられた二・八独立宣言は、日本の支配責任だけでなく、イギリスおよびアメリカ合州国の共同責任を弾劾した。これらは、パリ講和会議が

(55) 同上、405-406頁。

(56) 同上、406頁。

ドイツの植民地支配の残虐性を理由に、大戦後のドイツの植民地支配の継続を否定したことと同じ論理である⁽⁵⁷⁾。しかし、この植民地側からの民族自決論が主張した連合国側の植民地責任論を、パリ講和会議が認めれば、「文明化」の論理を根拠とする委任統治制度が正当化できなくなる。委任統治制度は、連合国側に立った植民地責任を否定するものであった。すなわち、国際連盟のもとでの植民地主義的国際体制は、ウィルソンの14カ条のとおり、植民地支配権力との個別交渉を通じて、被支配者が自己決定権を獲得するように仕向けたのである。それは同時に民族解放闘争路線の否定を意味した。

この戦後処理としてのパリ講和会議は、同じく第一次世界大戦で戦場化した地域における植民地戦争の責任を問うこともなかった。戦時中から日独青島戦争での戦争被害について詳細に調査し、講和会議での賠償要求を準備した中国代表の取り組みは、戦勝国と敗戦国という二分化された構図によって、日本に対する賠償要求を持ち出すことを自制することになった。第一次世界大戦での植民地戦争責任は問われることがなかったわけではなく、講和会議の構図によって封じ込められたのである。

最後に、ここで取り上げた民族自決論がウィルソンの政治的自由主義に呼応するものであったからこそその問題を指摘したい。マネラが取り上げたエジプト、インド、朝鮮、中国の事例は、いずれも自ら世界史上の文明を担う民族であることを認識し、主張することができた。それはヨーロッパ中心的世界史認識を批判したとしても、その「未開」と「文明」という二項対立的な世界認識の点で共通していた。そうであれば、そもそも「未開」とレッテルを貼られて「文明」世界から除外されたアフリカや太平洋のような地域について、その自己決定権を認め、またその植民地責任を問うことは、ウィルソンに呼応した民族自決論では難しいだろう。文明化論に依拠した自由主義的な植民地主義が植民地責任をどのように覆い隠してきたのかを問う作業がなお残されているのではないか。

(あさだ・しんじ 駒澤大学経済学部教授)

(57) たとえば、1919年1月27日のウィルソンの発言、*PPC*, vol.3, 740.